明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（夫婦財産契約登記規則の一部改正）

第六条　夫婦財産契約登記規則（平成十七年法務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（準用） **第十一条**　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十七条第一項並びに第十八条第一項から第三項まで並びに不動産登記規則第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十七条の二、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項第一号及び第三号並びに第二項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第一号及び第二号、第四十八条第二号、第四十九条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号、第二号及び第五号、第五十一条から第六十条まで、第九十二条、第百五十条、第百五十一条、第百五十二条第一項、第百五十三条から第百五十五条まで、第百八十五条第一項、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条第一項前段並びに第百九十一条の規定は、夫婦財産契約に関する登記について準用する。	（準用） **第十一条**　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十七条第一項並びに第十八条第一項から第三項まで並びに不動産登記規則第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十七条の二、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項第一号及び第三号並びに第二項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第一号及び第二号、第四十八条第一項第二号、第四十九条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号、第二号及び第五号、第五十一条から第六十条まで、第九十二条、第百五十条、第百五十一条、第百五十二条第一項、第百五十三条から第百五十五条まで、第百八十五条第一項、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条第一項前段並びに第百九十一条の規定は、夫婦財産契約に関する登記について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この省は、令和二年三月三十日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた登記、筆界特定及び鉱害賠償の登録の申請並びに登記識別情報に関する申出及び請求については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第三十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十五条、第六十五条及び第六十八条（これらの規定をこの省令及び他の法令において準用する場合を含む。）並びに第二百九条の規定による改正後の鉱害賠償登録規則第二十条の規定並びに第三条の規定による改正後の企業担保登記規則第五条の規定並びに第四条の規定による改正後の船舶登記規則第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○財務省厚生労働省農林水産省令第一号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則

（農林水産物の範囲）

第一条　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の主務省令で定めるものは、日本国内において製造され、又は加工されるものとする。

（主務大臣が発行する輸出証明書の種類）

第二条　法第十五条第一項の規定により同項の主務大臣が発行する輸出証明書の種類は、次に掲げるものとする。

一　衛生証明書（日本国から輸出される農林水産物又は食品が、その生産、製造、加工又は流通における衛生管理又は衛生状態に関する輸出先国の政府機関が定める条件に適合していることを示す輸出証明書をいい、次号に掲げる輸出証明書を除く。第四条第一号及び第三十四条第二項第一号において同じ。）

二　自由販売証明書（日本国から輸出される農林水産物又は食品が、日本国内において製造され、又は加工され、かつ、流通することが可能であることを示す輸出証明書をいう。第三十四条第二項第二号において同じ。）

三　放射性物質検査証明書等（日本国から輸出される農林水産物又は食品が、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の発生に伴い、当該農林水産物又は食品に含有される放射性物質の濃度、当該農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する地域その他の事項に関する輸出先国の政府機関が定める条件に適合していることを示す輸出証明書をいう。第四条第二号及び第三十四条第二項第三号において同じ。）

四　漁獲証明書等（日本国から輸出される水産物（その加工品を含む。以下同じ。）又は食品が、水産資源の管理に関する輸出先国の政府機関が定める条件に適合していることを示す輸出証明書をいう。第四条第三号及び第三十四条第二項第二号において同じ。）

五　その他の輸出証明書（前各号に掲げる輸出証明書以外の輸出証明書をいう。）

（主務大臣による輸出証明書の発行）

第三条　法第十五条第一項の主務大臣は、同項の規定により輸出証明書を発行するときは、申請に係る農林水産物又は食品が輸出先国の政府機関が定める条件に適合することを審査するものとする。

2　法第十五条第一項の主務大臣は、当該主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務（輸出証明書の発行の決定に係る部分を除く。）の一部を行わせることができる。

3　前二項に定めるもののほか、法第十五条第一項の主務大臣による輸出証明書の発行の手続に係る事項は、同項の主務大臣が定める。

（都道府県知事等が発行する輸出証明書の種類）

第四条　法第十五条第二項の規定により都道府県知事等が発行する輸出証明書の種類は、次に掲げるものとする。

一　衛生証明書（次に掲げる農林水産物又は食品に係るものに限る。）

イ　アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、キルギス、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシアに輸出される畜産物（その加工品を含む。以下同じ。）